

写

保 発 第 0922004 号
平成 20 年 9 月 22 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長
地方社会保険事務局長 } 殿

厚生労働省 保険局長

柔道整復師の施術に係る療養費の取り扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）の一部施行により、平成 20 年 10 月に全国健康保険協会が設立されることに伴い、地方社会保険事務局は健康保険に関する業務（全国健康保険協会が管掌するもののうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行うものを除く。）を実施しないこととなるとともに、船員保険に係る業務については、保険給付に関する業務など保険者としての業務は実施する一方、療養担当者等に対する監督に関する業務など行政としての業務は実施しないこととなる。

これに伴い、本日、「平成 20 年 10 月以降の健康保険及び船員保険に係る柔道整復の受領委任払いに関する業務の取扱いについて」、「柔道整復師の施術に係る療養費について」、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）の一部改正について」を通知したところであるが、これらの取扱いにかかる留意すべき事項は以下のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本件については、社団法人日本柔道整復師会と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

1. 協定及び契約の締結について

- (1) 平成 20 年 9 月 30 日までに既に地方社会保険事務局長と社団法人都道府県柔道整復師会長との間で締結されている受領委任の取扱いに係る協定及び当該協定に基づく登録並びに社団法人都道府県柔道整復師会の会員でない柔道整復

師との間で締結されている受領委任の取扱規程に基づく契約（申し出及び承諾）については、当事者から特段の申し出がない限り、同年10月1日において地方厚生（支）局長との間で締結された協定及び契約（以下「契約等」という。）並びに地方厚生（支）局長が行った登録及び承諾（以下「登録等」という。）とみなすこと。

- (2) 契約等の締結を行うに当たり、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）、地方社会保険事務局長及び健康保険組合連合会会長は、地方厚生（支）局長に対し、受領委任の契約に係る委任を行うこととしているが、委任に当たっては別紙様式1を参照のこと。
- (3) 協定及び契約の締結に係る都道府県知事の業務の取扱いについては、従前のおりであること。（「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成20年9月22日保発第0922002号。以下「受領委任通知」という。）を参照のこと。）
- (4) 柔道整復師施術療養費の受領委任の取扱いの登録（社団法人会員の場合）及び承諾（それ以外の場合）の年月日は、従来どおり、それぞれ入会年月日（施術管理者の変更に伴う届け出の場合は届け出年月日）及び申し出年月日であること。（受領委任通知参照のこと。）

2. 柔道整復療養費審査委員会について

船員保険に係る申請書を審査するため、地方社会保険事務局長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することとしているが、委任に当たっては別紙様式2を参照のこと。（都道府県健康保険組合連合会会長が健保協会支部長に委任する場合も同様であること。）

3. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導監査について

- (1) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合等であって、受領委任の取扱いを中止する必要がある場合、地方厚生（支）局長は必要に応じて保険局医療課と協議を行うこと。
- (2) 指導監査に係る都道府県知事の業務の取扱いについては、従前のおりであること。（「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」（平成11年10月20日老発第683号、保発第145号。）を参照のこと。）

4. その他

受領委任通知において、今回の改正に伴い変更を要する様式があるが、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとしたこと。

(別紙様式1)

委 任 状

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成20年9月22日保発第0922002号)の別添1の別紙の第1章第2項及び別添2の第1章第2項に基づき、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の契約に係る委任をいたします。

なお、当方(※委任者が健康保険組合連合会会長の場合は、健康保険組合)が保有する支給申請書等、同通知別添1の別紙の第8章及び別添2の第8章に基づく指導監査に関し必要な情報については提供いたします。

平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

〔 全国健康保険協会〇〇支部長 印 〕
〔 〇〇社会保険事務局長 印 〕
〔 健康保険組合連合会会長 印 〕

(別紙様式2)

委 任 状

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成20年9月22日保発第0922002号）の別添1の別紙の第5章第24項及び別添2の第5章第24項に基づき、船員保険（組合管掌健康保険）の柔道整復師の施術に係る療養費の、審査委員会での審査を委任いたします。

平成 年 月 日

全国健康保険協会〇〇支部長 殿

（ 〇〇 社会保険事務局長 印 ）
（ 〇〇 県健康保険組合連合会会長 印 ）